

—

けれども、実際に車に乗らない人、あるいは交通事故に遭つて大変苦しんでいる人とか、あるいはプロのドライバー等いろいろ実際に仕事をしている、そんな人の意見を聞かれたのかどうか。いろいろ聞かれたと言いますけれども、私たちが承知する範囲ではそういうところは聞かれてないといふうに思うのですが、一体その辺はどうなんでしょうか。

私的な諮詢機関を持っているところでございますが、ここでいろいろ有識者の方々でござりますとか各界代表の方々がお集まりでございまして、そこで御意見をいただくこととしております。それから新聞論調、投書欄等も参考にしていただい

方々から道路上の放置物件が大変邪魔になるというような御意見もいただいておりまして、それを除去するような施策も講じてほしいというようなこともございまして、それも例えれば地域交通安全活動推進委員の職務というような形で取り入れさせていただいているところでございます。

○緒方委員 今言われましたどういうところに聞いたのかということについて、正確にメモしておりませんけれども、交通警察懇談会ですか、そん

なものを開いて意見を聞いたというふうに言われました。それは、私が承知しているところでは、ことしの初めごろにはそういうのはあつた、ある

いは去年の暮れからかもしれませんけれども、試案をつくるるる前にはそんなことはあつたというふうに承知しておりますが、四月の発表以降そう

いうものも開かれたとすることなんでしょうか。
○閣僚政府委員 試案を発表いたしました以後
は、個別にいろいろな御提言をいたしたり励ま
しをいただいたりしておりますが、そのような形

て個別に御意見を伺うということをしておりまして、この交通警察懇談会はその後開いておりまぜん。

でもまた警察の交通懇談会ですか、そんなものを開かれてはいるということであればそうかな? いつも納得できるのですが、私もいろんな交通関係の団体の人から話を聞きましたけれども、さつき言いました交通の障害者とかプロのドライバーとかあるいは車に乗らない人の意見というのは全く聞かれていなくて、とにかく二ヶ月の間にこんなに変わってしまったということでありまして、非常に残念だということであります。今言われた報告でその後開かれないということについては問題ではなかったかということで、この点についてはこれから運営について非常に問題を残しているんじゃないかということで御指摘をしておきたいというふうに思います。

次に、軽自動車のチェックの体制について警察廳の方にお尋ねしたいのですが、今回、許可制が届け出制に変わったということでお、当初計画されていたことよりも非常に内容が後退したということでお、チェックが困難になつたのじやないかというふうに思うわけであります。

例がいろいろ報道されております。多いところで二十台も二十五台もあるというふうな話を聞いておりますが、一番多いところはどれぐらいある

○関根政府委員 一つの車庫を車庫証明の対象として何台ぐらいの自動車について車庫証明を取つて

たかについてのお尋ねでございますが、これは私ども、どの程度が一番多いかということについてはつまびらかにしておりません。

ですが、私的なところでは二十台とか二十五台といふようなものもあつたということも聞いているのですけれども、その辺ははつきり言えないのですか。そこがはつきりしないと、実際にこれだけ非常に大きくなつて、車庫飛ばしということを

含めて、駐車違反の撲滅あるいは交通事故の撲滅といふことについて進まないのじやないかと思ひますが、その辺どうなのでしょうか。

○閑根政府委員 過去の事件で、一つの車庫で三台という例がござります。それから、昭和六十二年に大阪府警で検挙いたしました事件でございまが、ある会社が二台分の車庫を持つておりまして、そこに七十二台自動車を運営していたといふ事例がございます。

○緒方委員 私はそういうのは氷山の一角ではないかといふに思うわけです。そういう実態を本当に改善しなければならぬというのが今度の法律だと思うのですが、非常に後退したために疑問を感じるわけです。

そこで、そういう状況がある中で、本当に
チェックができるのだろうかという疑問があるわけ
で、どうやってチェックができるのか、体制は
一体どうなっているのかということについてお尋
ねいたします。

ファイルに登録する時点で一回限り警察署長の車庫証明を登録の際の添付書類として添付するという仕組みでございまして、それ以後の車庫を持っているかどうかについてチェックする仕組みがございません。

そこで今回は、そのような登録の際の車庫証明

を受けられた方、あるいは軽自動車につきましては届け出ということをお願いしたいと考えているところでございますが、届け出をされた車につきましても届け出といふことをお願いしたいと考へておる次第であります。

ましてシールを張つていただくということを考えております。これで、届け出られた場所に車庫を持ち、あるいは車庫証明を受けられた場所に車庫を持つというマナーを高めていただきたいと

いうのが一つでございます。
それから、車庫を変更した後につきましてもま
た届け出をしていただくことといたしますほか、
このような仕組みでチェックいたしますが、その
ほかに、事後に確認をいたしまして車庫がないと

いうことが明らかになつた場合には、車庫を持た
れるまでの間、その自動車の運行供用を制限する
措置を講ずることとしたいということを考えてお
りまして、これらの一連の仕組みによりまして車
庫飛ばしというようなことのないようにしてまい
りたいと考えております。

ります、マナーを高めて車を持っている人たちの意識に問うということでは、今でもそのことについてはやられているわけですがれども実効が上がっていないという意味で、非常にこの点については問題であるということを指摘をしておきたいというふうに思います。

三番目に、車庫法の改正で軽自動車についての適用地域を東京と大阪ということにしたわけですけれども、この点では今まで議論されているようですが、少なくとも政令都市ぐらいには

○関根政府委員 今回、軽自動車につきましては、すべきではないかと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

保管場所確保義務を保障するための一連の仕組みを導入することとしたいと考えておるところでございますが、これは新しい仕組みでございますの

で、まず経済的な手続といたしまして当面交通滞滯の最も激しいところからという考え方で、東京二十三区、大阪市内から始め、逐次適用地域を拡大していくことを考えていくところでございます。

○ 総務委員　当面東京と大阪ということでありま
　　これは政令でその地域を指定するという仕組みでござりますので、地域の方々の御要望やら交通態等を勘案して逐次そのような措置を講ずることとしたいと考えております。

すが、確かに東京では政府の交通事故非常事態宣言を受けた緊急協力要請というものを都知事の名前で各団体にも出しておられますし、大阪では駐車違反の非常事態宣言というものがなされているわけですが、それ以外の都市でも、數的には、総量としては東京とか大阪でなくとも、ある路線に限つてみると大変な渋滞とか問題が起きているということなどが問題としてある地域もやはりあるわけでありまして、そんなところからは、我々のところも指定になるのじやないかという期待もあつたようなところもあるわけですが、しかし今度はどうも政令では外れているという中で、ぜひ適用地域の指定をしてもらいたいというような地方議会の意見書とか決議というようなものが出了た場合には、警察庁、政府としては当然対応すべきやないかといふふうに思いますが、その辺についてお答えを願います。

○関根政府委員 先生のお考えのとおりかと存じます。それぞれの地域の御要望等を当然踏まえながら、地域の交通実態等を勘案して、政府として責任を持って運営できるところから逐次適用地域を拡大することとしたいと考えております。

○緒方委員 それでは、逐次そういう地方の要望も含めて実施をしていただきたいということでありますので、十分地方の議会の意見とか、そういうものについては酌み取つて対応していただきたいというふうにお願いをしておきます。

次に、バスの専用レーンの問題でお尋ねしますが、結局いろいろな施策で大都市ではこういった交通渋滞とか交通事故をなくすということでき、公共交通機関の充実、活用というのが大事だということで、制度としてバス優先レーンとか専用レーンとか専用道路とか、いろいろなものがされてきたわけであります。

実際に最近の状況を見てみると、私どもの資料では、一九八〇年が八百五、六十キロでしようと

か、そして八七年にわたつてもほんの何十キロしかあえていない、これは専用レーンのことでありますけれども、そんな状況についてほぼ間違いなさいのかどうかといふことが一つ。それから数字を、八〇年から一番最近のもので結論ですから、専用レーンの長さを示していただきたいというふうと、これについてはもつと拡大すべきじやないかというふうに存じますが、その点についてお答えを願いたい。

もう一つは、いろいろ朝夕の往来が車が多いのですけれども、中央線変更というようなことがやられております。そういうものについてももつと積極的にやるべきじゃないかと思うのですが、その三点についてお答えいただきます。

○関根政府委員 まず、バス専用レーンのことについてお答えいたします。

年間における延伸の状況でございますが、私どもの資料では、一九八〇年、昭和五十五年度末が九百九十キロ余りでございまして、それから一九八九年、平成元年度末が千百キロ余りということがで、確かに余り大きくなは伸びていないというのが

実情がと存じます。
そこで、その理由として考えられますのは、ま
ず道路整備の状況が十分でないこともあるうかと

○緒方委員 責任を持つて運営できるところから逐次適用地域を拡大することとしたいと考えております。それで、逐次そういう地方の要望も含めて実施をしていきたいということでありまして、十分地方の議会の意見とか、そういうものについては酌み取つて対応していただきたいと、いうふうにお願いをしておきます。

次に、バスの専用レーンの問題でお尋ねしますが、結局いろいろな施策で大都市ではこういった交通渋滞とか交通事故をなくすということで、公共交通機関の充実、活用というのが大事だということで、制度としてバス優先レーンとか専用レーンとか専用道路とか、いろいろなものがされ

マイカー等が都市中心部に入つてこないような仕組みを図ることも極めて大事なことかと存じます。そこで、今後はバス専用レーンのみならず、優先通行帯でありますとかいろいろな仕組みをございますので、公共輸送機関の優先通行を図るような規制等を考えまいりたいと存じます。それから、中央線変移の問題でございますが、れもいろいろ行つてゐるわけでございますが、とりわけ朝の通勤時間帯に、この周辺の事例で申

上げますと都心部に入つてくる道路の方を拡大し、それから、帰りの時間帯には都心部から効率的部へ行く方を拡大するというような運用を図つておるところをございますが、これをさらに一層拡充するよう努めてまいりたいと存じます。

○緒方委員 今の御答弁で、つくつたとしてもなかなか効果が上がるかどうかということもあつたようです。結局つくつたとしても専用レーンにタクシーが入るとか、タクシーもそれなりの公共交通機関へ入れない、普通車の車道へ入れない。一方へいざ

道ですけれども、普通の車が入る、一台入れる、次々にみんな入つてくるということで、みんなで渡れば怖くない方式で、結局専用レーンが専用レーンの役割を果たしていないというのが非常に大きな問題として、警察としても一定の取り組みはされてきたというものは承知しておりますが、結局まだまだその効果は上がっていないということでありまして、その辺の対策というものをきちんとやるということが必要ではないか、これは非常に大きな決め手になるのじやないかというふうに思いまして、この辺について具体的な対策についてお尋ねしたいと思います。

○関根政府委員 先生の御指摘のとおり、バス専用レーンが効果を發揮してその定時定速性を保つ用

ためには、専用レンタを妨害する車を規制する必要がございます。今までそこにおける路上駐車等の規制はかなり厳しくやつていただつもりではございませんが、なおそれとあわせまして、そこに入ってくる車の規制でありますとか、そういういたしまして、めり張りのある取り締まり、めり張りのある規制というものを心がけて

ましりたいと考えております。
○緒方委員 それでは次に、交通違反の取り締まりと死亡事故件数の関係でお尋ねをいたします。
これは警察の方からいただいた資料でありますけれども、交通関係の指標で見てみますと、昭和五十九年、交通違反の取り締まり件数が千三百七十四万件ということになつておりますが、平成元年度では八百四十七万件ということで、約五百七〇万件取り締まりの件数が減っているということです。

それから、交通事故の死亡者の数はどうなつてゐるかといいますと、昭和五十九年で九千二百六十名が、平成元年度では御承知のように一万一千八十六名という数字になつてゐるわけです。それで、特に元年度ですか、その前の年からもう一人を超すということで、本当に大変な状態だということです。非常事態宣言も出しながらされてゐるにもかかわらず、片一方の——取り締まりだけがいいということではないだろう、しかし、現実には片一方で非常事態宣言を出しながら、そして取り締まりは結果として五百万件も減つてゐるということで、一千三百万から八百万台へというのは、それはだれの目から見てもこれはおかしいのじやないか、一体何なんだということになると思うわけでありまして、こういうことになつたのは一体何なのか、やはり何かその辺に警察庁の対応としてまずさがあつたのぢやないかというふうに思つますが、その辺についてはどうなんでしょう

ござりますが、これは一団に言いますと、悪質、危険性の高い違反に重点的に取り締まりを行なうということをございます。したがいまして、取り締まりの件数自体が減つておることは全く事実でござりますが、その減つております中身を子細にご覧いただきまして、悪質、迷惑性、危険性という点についても減つていない。むしろ大幅に減りましたのは、十五キロ未満のスピード違反というような比較的軽いもの、これを指導、警告ということに方針を変えたということによりまして、検挙する件数は減つております。しかし、例えば酒酔い運転一つ見ましても、特に程度の高い酒酔いといふものは減つていないといたします。また、スピード違反につきましても、二十五キロ以上の非常に悪質、危険性のあるスピード違反については減つていらないと思います。

したがいまして、そういう國民からの要望の高い惡質、危險性の多いものについて重點的に取り締まる、その他の軽微なものにつきましては警

告、指導で処理をするということの方が、むしろこういう交通状況の中での取り締まりの姿勢として望ましいというふうに考えて全国を指導しておるわけでございます。

それと死亡事故の増加と取り組むとの仕事との関係でございますが、今言いましたような中身の程度とのバランスでございますので、それと最近ふえております死亡事故の原因が、例えばジヤー型であるとか若者のスピードの問題であるとか高齢者の問題であるとか、そういうことなどでございまますので、違反取り締まりの件数の状況と直接の関係は少ないもの、こういうふうに考えて

○緒方委員 そういうお答えが返ってくるだろうと思つたのですが、しかし、それにしても結局死

亡事故がどんどんふえていくということになれば、では十五キロであればいいのかどうかといふことも含めて、その程度であればいいのじやないかということまでまたスピードを出して事故が起きるということだつてあるわけです。そんなことでいきますと、今のお話を聞きますと悪質しかやらぬということだから、昭和五十九年は一千三百万で、平成元年では八百四十七万で、ことしは五百百万で六百万で、そんなことにはならないと思うので、そこはそこ、さつきめり張りの話もあります。したけれども、これだけの死亡事故と渋滞等で都市機能まで低下するような状態の中では、取り締まりをやってもらつたとしても国的な反発はそんなに出ないのじやないか。それはあるかもしれないが、しかしそこは警察としてはやはり勇断を持つてやるべきじゃないかと思ひますが、いかがですか。

は当然考え方をさせんし、また警察庁としましては各県の取り締まりの実態を個別に詳しく報告を求めて分析をしておりまして、その内容についても具体的に指導しておりますので、件数 자체がこれまで相当下がるというようなことはちょっと考えられない、むしろ内容の点でしっかり事故の実態に即した取り締まりが行われるようになります。あるというふうに考えております。

件数主義ということにつきましては、単なる件数主義には余り陥らないようにしたい、こういうふうに思つておりますが、実のある件数主義といふものは大いに当然でございますので、今後は実のある件数主義ということで取り締まりが行えますように、そういうことで指導してまいりたいと思います。

○緒方委員 それは実のある取り締まりをやつてしまだなかなければなりませんけれども、しかしながら一方ではやはり死亡事故もふえてる、いろいろな問題もあるという中で、口で実のある取り締まりだというふうに言われても数字の上での出でこないと、果たしてそうなつているのかなということでありまして、平成元年度で八百四十七万という数字ですけれども、今はまだ二年度が始まつたばかりなのですが、そこらは今後一体どういうふうな状況にいくのですか。

○関根政府委員 非常事態宣言が発せられました十一月の前後から取り締まり件数はどんどんふえてきておりまして、現在も件数はふえている過程でござります。今手元に具体的な数字を持ち合わせておりませんが、傾向はそういう傾向にございまして、ただいま長官から御説明申し上げましたところ、実のある、めり張りのきいた取り締まりということで中身はふえているものと確信をしております。

○緒方委員 めり張りのある取り締まりということとしていてくださいて、実際に国民全体で交通事故死亡者をなくすということは当然取り組まなきやなりませんし、いろいろな啓蒙活動も含めて、私たち自身の責務としてもあると思います。

が、それはみんなでやらなきやなりませんが、本当に実のあるそういういた取り締まりを強く希望を申し上げておきたいと思います。

それに関連して、そうであつても、いろいろやりましたと、きょうの質問での答弁では出てきませんが、本ほんでしたけれども、体制の問題があるとか人が足りないとか、あちこちでイタチごっこだというような話もあるわけであります。そんなもの解消をする一つの手段として、今回の地域交通安全活動推進委員ですか、そんなものも出されているようありますけれども、それ以外にでも、体制としで非常に不備ということであれば、常習的にいつも波瀾を起こす原因になつてゐるというようなところ、交差点付近なんかは仮に一台でも非常に渋滞を起こす場合があるわけですね、それも取り締まりはされているようですが、そんな状況をなくすために民間の協力を得るということで、例えば交通関係の特別の会社であるとか、そんなことが専門的でできるようなところなどを含めて民間の協力を得ながら、例えばクランプ方式ですか、そういうものも外国ではあるようでありまして、警察署でも検討されたようですが、今回はそういうことはされておりませんけれども、これ以上問題が解決しないということになれば将来的にはそんなものもやはりやる必要があるのじゃないかといふふうに思いますが、その辺はどうでしようか。

○関根政府委員 クランピングの仕組みの導入を私もも考へたところではございますが、これは今の刑罰を前提とした体制でありますとなかなか難しい点がござります。そこで、刑罰の仕組みをやめて行政制裁金といったような、いわば行政公署のみですべて完結するという仕組みを考えますと、これは膨大なまた別の体制が必要になつてしま

いりましたり、大きくお金も必要になるということになります。そこでこの種の問題は今後さらに道路交通法を全面的に見直す機会に本格的に検討するといふことで、今回は見合わさせていただいたものでございます。

しかしながら、その必要性は私どもも十分考えておりますので、今後識者の方々、学界の方々その他関係者の方々の御意見をいただき、コンセンサスを得つつその方向で進めてまいりたいと考えております。

○緒方委員 今回のことでも多少は検討されたといたしますが、いろいろなところでもお聞きをしておりまして、それなりにいろいろ検討しなきやならぬといふことがあって今回はそうなつてないと思うのですが、いろいろな識者の意見も含めてお聞きをしておりまして、しながら対応されるということのようです。別にここで発言されたからどうだということじゃありませんけれども、全面的な道交法の改正の時期は警察庁としてはおむねどのような目標をお持ちなのか、お話をできればお聞きしたいと思います。

○金澤政府委員 現在の道交法の全面改正でござりますけれども、私どもも近い将来ということでおいろいろと検討はしておるわけでございますが、何せ今交通局長からも申し上げましたようにいろいろな問題がございます。それについて、法律上の問題であるとかいろいろな学説の問題であるとかありますとして、国民的なコンセンサスを得るのはなかなか簡単ではないというのが現状でございまます。しかし、今の道交法の中身を見ましても、非常にバラエティーに富んだ内容がその都度の改正で盛り込まれておりますので、やはりこれは近い将来体系的に全般の問題を解決したような形で道交法というものが新しく見直されるべきだということについては、私どもそういうふうに考えておりますので、ただ一つの時点はどうかというのではなく、と申し上げるのはなかなか難しいわけです。

が、近い将来そういう考え方を持つておるというふうに御理解いただきたいたいと思います。

○緒方委員 それでは続いて、今回地域交通安全委員会活動推進委員という制度ができるわけでございまます。お聞きをいたしましたところ、例えば少年手指導委員であるとか民生委員というような人たちと同格というようなことでございますが、この地域交通安全委員会活動推進委員の仕事については、国家公安委員会の規則に基づいて業務内容とかその他のやることになつておりますが、その業務内容と災害補償金を、その点について要点で結構ですか

○**関根政府委員** 地域交通安全活動推進委員についてお答え願いたいと思います。
きましては、この改正法案の百四十四条の五にその職務内容が定められているところでございますが、「道路における適正な車両の駐車及び道路の使用の方法について住民の理解を深めるための運動の推進その他の地域における交通の安全と円滑化に資するための活動で国家公安委員会規則で定めるもの」を行つていただくというのが内容でございます。

具体的には、これは従来の事故防止を中心とした各種のボランティア活動とは若干観点を変えまして、道路の使用の仕方、これは駐車の問題も含めてでございますが、それについて住民の方々に理解を深めていただくという方向での活動の推進役をお願いしたいということでございまして、特別に権限を持つていただくとか、そういうもの是一切考えておりません。

それから、災害補償の関係でございますが、非常勤の地方公務員ということになろうかと存じます。そこで、地方公務員災害補償法の規定によりまして、それぞれの条例で必要な災害補償についての手当てをしていただることになろうかと存じます。

○緒方委員 そこで、御説明を聞いておりましたら、この地域交通安全活動推進委員については、全国で一千三百ぐらい警察があつて、大体一署十名ぐらいということでお話を聞いているわけです。

しかし、交通事故とか渋滞とか、そういうのは非常に格差がございまして、全国的に聞きたかったのですが、時間がなかつたものですから東京の例ということでお聞きをしましたら、平成元年四月二十六日の時点では、警察庁の実態調査によれば瞬間駐車違反の最も多いのは深川警察署で、八千八百二十七件ですね。それから、取り締まり件数では渋谷警察署で、年間一万二千六百三十九件といふことです。大島、これは島ですから、大島では年間を通じて取り締まり件数はゼロといふことで、もちろん駐車違反もないということだと思いますが、別に大島警察署が取り締まりをやつてないとかなんとかいうことじやなしに、実態としてそういうことで、車も結構あるけれどもマナーもいいとかいろいろなこともあるのだろうと思ひます。

実情はわかりませんが、大島警察署がやっていない、けしからぬということではございませんが、ゼロであるという状況の中で、片一方も十名、これだけの件数の多いところも十名ということについては、本当に活動していただく場合に、片一方ではもう点にしか対応できない。大島のようないところになればもっと、十名の人でも日常いろいろな接触もできるでしょうからいいと思うのですが、人口の状態とか交通の過密の状態とか事故の状態とか、そういうものを含めて数については彈力的に、非常に問題の多いところなどはふやすどいうことも当然考えられていいのじゃないかと思ひますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○関根政府委員 御指摘のとおり考へておるところでございます。

○緒方委員 そこで、数のことはもうどうこう言ひませんで、それは実態に応じてしていただきで、このことでござりますので、ぜひお願ひをした上で、その委員になられる方について、ぜひ要望をしたいのです。

前回も何か出ているようですが、例えば町内会長で指導的役割に当たる人とか交通事故防護にあつたのですが、

止に今までいろいろな努力をされてきた人とか運転して仕事をしている人たちの声というのも、そこに働く人たちにも大きな影響力がありますし、運転者としての資格と地域への影響性についても、そこでもう少し詳しくお尋ねしたいと思います。

○金澤政府委員 この委員は、地域の交通の実態なり道路使用の実態なりというのをよく知つておる人になつてもらわうのがいいわけです。それで、法律にある一定の資格要件ということを言つておられますので、そういうた資格を満足するような方であつて、今のようなプロの、いろいろな知識を持つておる方というのは、これは非常に結構なことでござりますので、その辺のことこを念頭に置きながら都道府県を指導してまいりたいと思います。(発言する者あり)

○緒方委員 では、今の話は、答弁後退したということのようですから、念頭に置いてということではなく、はつきりした中身になつてこないわけありますから、もう少し具体的に考え方を御説明願いたいと思います。

○関根政府委員 先生の御意見の趣旨を念頭に置きつつ、プロのドライバーの方々、もう法律の要件が備わつていれば当然委嘱の対象になるわけでござりますから、積極的にそのように運営をしてまいりたいという趣旨で長官が御答弁を申し上げたところでございます。

○緒方委員 では、そういう意見を積極的に受け入れてしてもらうということですので、そういうことで確認をしておきたいと思います。

それで、この問題に関連して、私は何回かこの交通安全特別委員会でボランティアの交通指導員、毎朝、雨の降る日も雪の降る日も子供たちの通学の安全のために、もう本当に二十年も三十年も働いている人をたくさん知つてゐるわけです。

もう毎朝見るわけですが、本当に雨の中でも冬でも。この人たちについては、要するにボランティアということありますけれども、片一方で、今までできる人たちについては地方公務員の災害補償の特例もあるということですが、もう二十年も三十年もやつてきた人のことになると、私はこの人たちについてはちょっとかわいそうだな、一体これでいいのかなという気がします。では、同じようないやれということのかどうかというのはなかなか議論がありますけれども、長年苦労をされている交通指導員の人たちのことについては、本当に長い間苦労している人たちの問題、新しくできる制度の中でこの人たちはどう思うかなという気がしてしようがないのですが、そこらはどんなふうにお考えですか。

○徳宿政府委員 確かに、交通指導員というボランティアの方は、雨の日も風の日も文字どおり連日御苦労をいただいておるわけでございますので、例えば災害補償というような面で取り残されるというようなことがないよう、よくその活動の実態等を見まして、その実態に応じた適切な手当がなされるよう地方を指導してまいりたい、かのように考えております。

○緒方委員 ちょっと、そこにいてください、時間のあれで。

それで、前回、二年ぐらい前でしようか、災害補償の問題で質問しまして、全国でボランティアの約四割程度、そんな状況の中で、これをやはり何らかの形で救済すべきだということで指導したいということで話があつておりましたが、その後の状況についてお答え願いたいと思います。

○徳宿政府委員 交通指導員の方々のいろいろな形態がございまして、その身分、活動の形態等によりまして災害補償の取り扱いというのも違つてまいります。大きく分けますと、地方公共団体の職員あるいはその委嘱を受けた方というのが一つの形態としてございまして、また二つ目には、警察署長とか交通安全協会等の委嘱を受けて活動しておられる方もございます。さらに三つ目とい

しましては、全くのボランティアという形で、PTAであるとか町内会あるいは老人クラブ、母の会、こういった活動の一環として活動されてる方もございます。

そういうことでござりますので、その処遇の点につきましては、そういう身分であるとか活動の形態によつては異なつておりますけれども、前回議員にお答え申し上げたときは昭和六十二年末現在の数字でございまして、全交通指導員の約四割というところでございましたが、その後一年経過した後の昭和六十三年末では約五割という数字になつております。

○総務委員 それで、肝心の交通指導員の人たちの気持ちについてはなかなか議論が深まるような時間がありませんので、これはまた別の機会にしますけれども、この人たちの問題については、例えば金とかいうことじゃないけれども、何らかの形で報いるということをやはり気持ちの上ではしつかり考えていただかないと、非常にしつくりしないということを二十七万のボランティアの人があ思ふのじやないかなとう気がしますので、こればかりは議論しませんけれども、新しい制度の中にそんな問題がありますよということを指摘して、次回議論をしたいと思います。

それで、もう時間が来ましたので、あと最後の一問だけ打ち切りたいと思います。都市公害も含めて環境問題もいろいろあるわけですが、そういう問題でお尋ねします。

低公害車の開発とか大気汚染防止のためのCO₂排出規制の問題で、きょうの新聞でも政府の新しい方針もちよと出ていたようありますけれども、私が運輸委員会で昨年質問をしたときには、CO₂の排出を抑制していくという観点で政策をどうとつていくのか十分検討したいということで運輸省の方から御回答いたしております。もう新たな予算編成に向けての段階に入つたわけでございます。そんな中で、新たな政府の方針も含めてもつと積極的に取り組むべきだというふうに思いますが、現状の考え方、前向きの姿勢

といふのは一体どうなつてゐるのかということについてお尋ねいたします。

○中村(篤)政府委員 昨年の十一月に先生から御質問いただきまして、運輸委員会において御答弁申し上げたわけでございますが、平成三年度の予算要求の編成作業というものはそろそろ始まるわけでございます。他方、地球環境問題ということで、来週ぐらいになりますと閣僚会議も予定されるようございます。そういう閣僚会議での決定、あるいはそれを受けてのさらには政府の取り組みというのがこれから進んでまいりたいと思いますので、私どもはそれを受けまして、平成三年度の予算編成に積極的に取り組んでまいりたいと思うわけでございます。

○総務委員 今のは、運輸政策局がやはり前面に立つてみずからこうだということを考えていただかないで、何か待つてているような感じであります。そういうことじや困りますので、そこで先日もお答えいたいで検討したいということでしたから、ぜひ前向きに積極的に努力をしていただきたいということにいたしまして、まだ残っておりますけれども、時間が参りましたので私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○権藤委員長 次に、須永徹君。

○須永委員 【委員長退席、今枝委員長代理着席】おはようございます。私は須永徹でございます。

地方行政委員会に所属しているわけでございますが、この道交法、車庫法の問題につきまして、地方行政委員会につきましても連合審査を希望しました。結果といたしまして連合審査まで至りませんでございまして、差しかえということで私が質問することになりました。この間、この道交法の問題あるいは車庫法の問題につきまして、当委員会においても審議されてきておるわけでございまして、そういう意味では重複する部分が多くあるかと思ひますけれどもお許しをいただきたい、このように思つてゐるところでござります。

あります。

今、総務委員からも質問があつたわけでござりますが、最初に地域交通安全活動推進委員の委嘱の問題、今お話をありましたが、また視点を変え申しあげたわけでございますが、平成三年度の予算要求の編成作業といふのはそろそろ始まるわけでございます。他方、地球環境問題といふことで、来週ぐらいになりますと閣僚会議も予定されるようございます。そういう閣僚会議での決

定、あるいはそれを受けてのさらには政府の取り組みというのがこれから進んでまいりたいと思いますので、私どもはそれを受けまして、平成三年度の予算編成に積極的に取り組んでまいりたいと思うわけでございます。

○総務委員 今のは、運輸政策局がやはり前面に立つてみずからこうだということを考えていただかないで、何か待つてているような感じであります。そういうことじや困りますので、そこで先日もお答えいたいで検討したいということでしたから、ぜひ前向きに積極的に努力をしていただきたいということにいたしまして、まだ残っておりますけれども、時間が参りましたので私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○権藤委員長 次に、須永徹君。

○須永委員 おはようございます。私は須永徹でございます。

地方行政委員会に所属しているわけでございますが、この道交法、車庫法の問題につきまして、地方行政委員会につきましても連合審査を希望しました。結果といたしまして連合審査まで至りませんでございまして、差しかえということで私が質問することになりました。この間、この道交法の問題あるいは車庫法の問題につきまして、当委員会においても審議されてきておるわけでございまして、そういう意味では重複する部分が多くあるかと思ひますけれどもお許しをいただきたい、このように思つてゐるところでござります。

聞かせいただきたいと思います。

○関根政府委員 地域交通安全活動推進委員の職務は、先ほども御答弁申し上げましたように何ら権力的な内容を持つものではございませんで、一般の方々が通常できる事柄を積極的に推進していく方、駐車問題といいますのは、本当に地域の問題でございます。駐車問題に関する活動など交通安全と円滑に資するための活動を行ふべくボランティアとしての委員を委嘱する、こういうことのようでござりますが、その理由というのはどういうことなのか、お聞かせいただきたいと思います。

今度の推進委員の創設、公安委員会としては、駐車問題に関する活動などを交通安全と円滑に資するための活動を行ふべくボランティアとしての委員を委嘱する、こういうことのようでござりますが、今回地域交通安全活動推進委員を考えたときにできるような仕組みを設けたいということが、今回の地域交通安全活動推進委員を考えた大きな理由の一つでございます。

○関根政府委員 駐車問題を初めとしたしまして、地域における交通実態をよく御存じの方々のお考えを地域における道路の利用の仕方に反映することができます。少年指導委員といふことができるような仕組みを設けたいということが、今回の地域交通安全活動推進委員を考えた大きな理由の一つでございます。

○須永委員 今度の場合、法律にその根拠や職務等規定するということになつてゐるわけでござりますが、これは風宮法のときも少年指導委員というのがあつたようでございます。少年指導委員といふものが規定をされて法律の中に組み込まれた、こういう経過があるようでございますが、今回もその少年指導委員のときと同じような形で推進委員が法律の中へ入つてくる、こういうことがあります。

そうしますと、一つは今もお話がありましたように、ある意味では、民間の人に道路の使い方やあるいは駐車場の問題等指導してもらはうんだ、その人たちを公務員に準じてといいますか、きちんと位置づけていくんだ、そうしますと、先ほど総務委員からありましたように、ボランティアでやつている人たちは本当にそういう中へ組み込まれるのかどうなかという点が出てくると思いま

す。それともう一つは、そうなつたときに警察の権限といいますか、そういうものがさらに拡大をし得るというふうに思ひます。その交通巡視員の人たちも今度保管場所法の部分についても事務を行われる、こういうふうに改正がされるようございますが、この交通巡視員と競合する部分はないのですか。

○関根政府委員 交通巡視員は警察官の仕事の一部、交通違反の車の取り締まりでございますとか、レッカーモードでございますとか、そういう強制権限を必要とする事務を行う常勤の警察職員でございます。これに対しまして、今回私どもお願

いをしようとしております地域交通安全活動推進委員は、そのような強制権限は一切持たず、自主的に住民の方々にいろいろ呼びかけを行つていただけたり、道路の利用の仕方、主として駐車問題等につきまして住民の方々の理解を深めていただきを推進していただくということをございます。そこで、レッカーモーテルをしたり、違反駐車標章を張りつけたり、あるいは警察のために警察の強制権限を補うような仕事をしていただくということは一切考えておりません。

○須永委員 そうしますと、交通巡視員ではなくして民間の人たちにそういう位置づけて手伝つてもららんだ、モラルも含めて、規範ですかそぞういうものを地域住民の人たちに理解してもららうために民間の人たちに手伝つてもらうんだ、こういうことのようございます。

そうしますと、先ほどお話をありました、緒方委員からもありましたけれども、交通指導員、この人たちは今全国で三十万とかという話を聞いております。緑のおばさん等も含めて都市部ではありません。彼らもやるようございますが、そのように地域の人方が現にいらっしゃるわけでございまして、その人とはまた別のわけであります。どうなんですか。

○関根政府委員 交通指導員は、先生御指摘のように全国で三十万人ぐらいおられるわけでございまして、ある方々は、例えば緑のおばさんと言われているような方々は、知事部局から委嘱をされた非常勤の職員であつたりするわけでございますが、他方、交通安全協会のような民間団体に所属して活動しておられる方もあるわけでございます。これらの方々は、主として交通安全、事故防止という観点で仕事をしていただいているわけでございますが、今回私どもが考えておりますのは、交通安全も、もちろんそれに資する活動を行つていただきたいと存じますが、あわせて、道路の利用の仕方の問題、駐車問題といったようなそちら

の方にも関心を持つて、住民の理解を深めていただくような仕事をしていただきたいということをございまして、従来の交通指導員の方々にお願いしている仕事の内容とは若干視点が異なるものと考えております。

○須永委員 若干視点が異なるということで、交通安全よりも駐車場の問題、そういうところに視点が当たるんだということのようござりますが、そうしますと、例えば行政区、それそれ単位がございますが、あるいはまた町内会ですか、そういうところに行政的な役割を持つている人が多数いらっしゃいますけれども、そういう中でそれがございますが、あるいはまた交通安全の駐車場の問題ですか、あるいはまた交通安全の問題等についていろいろ指導するとか、あるいはまたその中で協議をしてもらうとか、そういう役割を持つという意味なんでしょうか。

○関根政府委員 自治会等の活動の一環としてそういう問題に关心を持っていたいみたいというふうに依頼するような活動等を頭に置いております。

○須永委員 先ほどお話をありますように、この推進委員につきましては、一つは、地域の中で、一市民から見てみますと、道交法の改正によつて車庫法の改正によつてさらに厳しくなる、こういう感覚を持つわけでございますが、あわせて、一面、推進委員が委嘱をされていくということがあります。さらにそういうものが地域の中でも、また、今までボランティアでされている方が警察の指導によつてさらに推進される、こういうことになるかと思いますが、私はそういう意味では、この交通安全指導員の人たちがあくまでもボランティアでそういうモラルというものを地域の中でさらにはめていく、こういう視点の方がよりベターではないかな、こういうふうに感じたわけでございまして、さらにそういう点も含めて御検討いただければ、このように思います。

先ほど来もこの改正案に当たつていろいろ質疑が行なわれたわけでございますが、今回のこの改正案といふことは、ある意味では、ある意味では今までのその

案といふものは、年々深刻化している交通渋滞やあるいは違法駐車等の問題はもうこれ以上は放置しておけないんだ。こういう危機感から出されてきたというふうに実は思うのです。

そういう意味では、ある意味では今までのその対症療法じゃなくて抜本的な見直し、もつと言つてならば、この地価の高騰で大都市では駐車場を飛躍的にやすとすることはもうできない状況にありますし、あるいは、大都市への機能集中や都市ビルの駐車場不足あるいは公共輸送機関の不備等々があるわけでございますが、そういう状況を考えあわせますと、都市部への車の乗り入れ規制などがあるのは物流というものをもう一度再検討する、それは、そのことをきちっとやるということはもう大変難しい、しかし総合的な交通体系の政策転換というのも検討すべき時期にも来ているのではないか、こういうふうに実は思えるわけであります。

○奥田国務大臣 全く先生の御指摘のとおりであります。

そういう点で、きょう公安委員長見えておりますので、どのような御認識を持たれているのかお聞かせいただきたいと思います。

○須永委員 全く先生の御指摘のとおりであります。

都市機能が麻痺寸前の状態になつて、そして今あるべき車社会の秩序をもう一遍ここで見直してスタートしようという形で、まさに危機的な認識の中で御提案申し上げておるわけでござります。

しかし、これらの問題は今先生が御指摘になつたものが警察の指導によつてさらに推進される、こういうことになるかと思いますが、私はそういう意味では、この交通安全指導員の人たちがあくまでもボランティアでそういうモラルというものを地域の中でさらにはめていく、こういう視点の方がよりベターではないかな、こういうふうに感じたわけでございまして、さらにそういう点も含めて御検討いただければ、このように思います。

先ほど来もこの改正案に当たつていろいろ質疑が行なわれたわけでございますが、今回のこの改正案といふことは、ある意味では、ある意味では今までのその

案といふものは、年々深刻化している交通渋滞やあるいは違法駐車等の問題はもうこれ以上は放置しておけないんだ。こういう危機感から出されてきたというふうに実は思うのです。

そういう意味では、ある意味では今までのその対症療法じゃなくて抜本的な見直し、もつと言つてならば、この地価の高騰で大都市では駐車場を飛躍的にやすとすることはもうできない状況にありますし、あるいは、大都市への機能集中や都市ビルの駐車場不足あるいは公共輸送機関の不備等々があるわけでございますが、そういう状況を考えあわせますと、都市部への車の乗り入れ規制などがあるのは物流というものをもう一度再検討する、それは、そのことをきちっとやるということはもう大変難しい、しかし総合的な交通体系の政策転換というのも検討すべき時期にも来ているのではないか、こういうふうに実は思えるわけであります。

○奥田国務大臣 全く先生の御指摘のとおりであります。

そういう点で、きょう公安委員長見えておりますので、どのような御認識を持たれているのかお聞かせいただきたいと思います。

○須永委員 全く先生の御指摘のとおりであります。

都市機能が麻痺寸前の状態になつて、そして今あるべき車社会の秩序をもう一遍ここで見直してスタートしようという形で、まさに危機的な認識の中で御提案申し上げておるわけでござります。

しかし、これらの問題は今先生が御指摘になつたものが警察の指導によつてさらに推進される、こういうことになるかと思いますが、私はそういう意味では、この交通安全指導員の人たちがあくまでもボランティアでそういうモラルというものを地域の中でさらにはめていく、こういう視点の方がよりベターではないかな、こういうふうに感じたわけでございまして、さらにそういう点も含めて御検討いただければ、このように思います。

先ほど来もこの改正案に当たつていろいろ質疑が行なわれたわけでございますが、今回のこの改正案といふことは、ある意味では、ある意味では今までのその

だくというような仕組みを設けさせていただくなとあわせまして、罰金の額、反則金の額を引き上げる等の措置を講ずることができるようになります。

これはこれなりにかなり効果があつたものと存じます。その後、短時間の路上駐車のための仕組みでありますパーキングメータ、パーキングチケット発給設備等の増設によりまして、それまで一万四、五千台分しかなかつたその種の施設が約三万台分にまでふえてまいりましたし、その他、違法駐車標章を取りつけるという形での駐車違反の取り締まりもかなりふえてきているところでございます。

しかしながら、この間の自動車の増加台数がこれまで大変な数でございまして、六百万台余り、ドライバーの方々も五百万人以上ふえてきております。その結果、現在のような麻痺寸前の状態に立ち至つたということでございまして、今回は主としていわば応急の措置として、当面講すべき措置として、ドライバーの方々の責任追及のみならず、車の管理運行について責任を持たれる車の使用者の方についても責任を負つていただく仕組みでありますとか、保管場所を持つていては統的に確保できるような仕組みを設けさせていたいということで、二つの法案を御提案申し上げておるところでございます。

○須永委員 今、六十一年に法改正をやつて効果があつたという話がありました、その 당시に今度の改正がされなければまだここまで来なかつたのではないか、実はこういう点の指摘ができるのだといふうに私は思います。

もう一つ、効果があつたという部分から考え合

わせますと、また今回も罰金や反則金を引き上げるということのようございます。しかし、この違反抑止機能を強化するというのは当然だとい

うに思いますが、違反の実態を見てみると機能してないのではないかという気がするのです。特に東京や大阪では、六十一年から六十三年を比べま

すと違反件数がふえているという実態もあるよ

うでございまして、そういう意味では、この違反抑止機能というのは罰金、反則金だけで十分働くているのかなという疑問が生まれるわけでござりますが、いかがでしょうか。

○関根政府委員 この運用の問題かと存じます。交差点の付近でございますとか、そこに違法駐車があるところでございますとか、そこにバス専用レーンの場合は交通渋滞の原因になつたり、その他いろいろな迷惑を与える場所あるいは危険な場所を中心として取り締まりを行つてまいりたいと存じます。

○須永委員 効果を高めるように工夫する

ことございますが、先ほども保有台数が六千万台になるということのようございまして、十年間に五三%も増加しているという状況にあるわけ

でございます。何といつても今度の違法駐車や車庫の問題については、警察庁の取り締まりも当然でございますが、あわせて、今までの交通行政と

いうものがどうだったのか、本当に間違いなく効果あらしめてきたんだろうかという点を考え合わせますと、保有台数に比べてその対策といふものが十分行われてなかつたのではないか、こういう

ふうな気もするわけです。警察庁としてどのよう

な認識を持たれておるのか、お聞かせください。

○須永委員 車の台数伸び、また運転免許保有者の増加、こういったものと警察の私どものいろいろな対応のバランスの関係でござりますが、対象とする方の数の非常な増大になかなか対応が追いついていかないというのが現実だと思

います。

○安達説明員 お答えいたします。

数字的に申し上げますと、自動車保有台数の伸びが著しいというのはもう御指摘のとおりでござ

いまして、四十年度末の保有台数が七百二十万台

に対しまして、六十三年度末が約五千三百万台、

約七倍になつております。これに対しまして駐車場整備でござりますけれども、建設省で統計的に把握している路外駐車場等、これは都市計画駐車場、届け出駐車場、附置義務駐車施設、それから路上駐車場、この四種類でござりますけれども、昭和四十年度末におきましてこれが約十万台分、六十三年度末に約百四十万台分ということで、數字的には約十四倍になつてゐるということであります。

対本部の申し合せといふのをこの間五月にやつたわけですが、私ども警察の方としましては、そ

ういう総合的な対策の一環として警察としてできることを早急に進めていくことが大切だと

思います。そこで、きょう建設省の方も見えているわけでござりますと、融資の面でございますが、建設省としてはこの車の伸び、今も話がありましたが、十年間で五三%も車が増大をしている、そういう状況にあつて、最近新聞等でございます。何といつても今度の違法駐車や車庫の問題については、警察庁の取り締まりも当然でございますが、あわせて、今までの交通行政とペース等々の問題も当然検討されなければならぬ事項だというふうに実は思ひます。

そこで、きょう建設省の方も見えているわけでござりますが、建設省としてはこの車の伸び、今も話がありましたが、十年間で五三%も車が増大をして、めり張りのある取り締まりにより、その反則金の額、罰金の額を引き上げたことの効果を高めよう工夫をしてまいりたいと存じます。

○須永委員 今交対本部の報告も出された、こう

いう話があつたわけでございますが、確かに私もそう思います。今度違法駐車の問題や、あるいはまた車庫法の問題、道交法の問題等合わせますと、警察庁だけで解決するという状況にないわけ

であります。特に道路あるいは駐車場の確保ス

ペース等々の問題も当然検討されなければならぬ事項だというふうに実は思ひます。

そこで、きょう建設省の方も見えているわけでござりますが、建設省としてはこの車の伸び、今

も話がありましたが、十年間で五三%も車が増大

しております。何といつても今度の違法駐車や車

庫の問題については、警察庁の取り締まりも当然でございますが、あわせて、今までの交通行政とペース等々の問題も当然検討されなければならぬ事項だというふうに実は思ひます。

そこで、きょう建設省の方も見えているわけでござりますが、建設省としてはこの車の伸び、今

も話がありましたが、十年間で五三%も車が増大

しております。何といつても今度の違法駐車や車

庫の問題については、警察庁の取り締まりも当然でござりますが、建設省としてはこの車の伸び、今

も話がありましたが、十年間で五三%も車が増大

と、歴史的な経過も踏まえてとらえ方がすべて同じでいいのかという議論もあるよう気がするのですが、どうなのでしょうか。

○金澤政府委員 今お話をありましたような軽自動車の便利さといいますか、有用性といいますか、そういう問題は私もその面に関して同感でございます。

ただ、現在のこの保管場所法が行き上がつたときの軽自動車の数が大体百万台くらいだつたと思ひますが、今現在千四百万台という軽自動車があるわけであります。その軽自動車の数の変化、それからまた先ほど来話が出ておりますように、全体の車の数の変化、それと最近の交通渋滞の状況、駐車の問題、事故の状況、こういうことをいろいろ考えますと、軽自動車の便利さ、有用性といふのはわかりますけれども、やはり車一台は一台として、保管場所法の原則であります「一台一車庫、一保管場所」、こういう原則は、今の車社会の現状からすればやはり貫いていくべきものというふうに考えております。

したがつて、お話を趣旨はわかると思いますけれども、現実の事故の状況、渋滞の状況、社会の状況からして、やはり今回の改正というものはやむを得ない、これは应急といいますか、緊急の措置としてやむを得ないもの、こういうふうに考えま

○須永委員 そうだと思います。もちろんそれは昭和三十七年に保管場所法が成立して、それ以来当然そのような状況にあるというふうに思います。が、そういう点からいきますと、今度の改正の中で、当初案とそして今度の閣議決定、六月一日にされた案と比べますと、やはりそういう実態を踏まえてされたのか、あるいはその差についてもう一度お聞かせいただければと思います。

○関根政府委員 試案の段階とで異なつておりますのは、車庫証明制度を軽自動車についても適用するかどうかという点であろうかと存じます。これはいわば一種の事前チェックでございまして、自動車を買われる方があらかじめ車庫をお持ちか

どうかを事前に警察の方でチェックをして、車庫をお持ちであることを確認した場合に車庫証明をお出しするという仕組みでございます。

これはかなり厳格な手続でございますが、軽自動車につきましては従来何らチェックの仕組みもなかったこともあり、事後のチェック、つまり届け出制ということでひとまずお願いをして、そしてシールを張つていただき、さらに保管場所を変更した後も届け出をしていただき、そして事後チェックの結果、車庫がなかつた場合には運行の供用制限をするという仕組みで担保するというものでございまして、極めて現実的なものになり、しかもユーチャーの方々の負担の少ないものとなつたというように考へておるところではございます。

○須永委員 いずれにいたしましても、いろいろ聞いていますと、やはり今の違法駐車の実態やあるいはまた車庫飛ばし、こういう実態の中で、あるいはまた交通渋滞等の実態の中でそれら法規制度をしていく、そのきっかけといいますか、今度の法改正の中では足がかりをつくつて、さらにそれを拡大強化していく、こういう視点に立たれているのではないか、このように受けとめております。そういう意味では、やはり先ほどお話をありましたように、懇談会の報告にもあります関係省庁とさらに協議をしながら今の交通体系全体を見直していく、是正をしていく、そういう方向でぜひ警察庁としても取り計らいをお願いしたい、このように思つております。

時間も参りましたので、以上申し上げまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○柳沢委員長代理 次に、草野威君。

○草野委員 今回の道交法それから車庫法の改正、きょうで三日目を迎えたわけでございまして、各委員から熱心な質疑が行われたわけでござります。私もこの改正案に対しまして、駐車場の整備の問題、それから中でも大規模住宅団地の駐車対策、また保管場所に関しまして、車庫法の問

題とかシールの問題、さらに交通安全教育の問題、あわせて救急救命体制の整備、さまざまの角度で質問をさせていただきました。いよいよ今まで委員会の方も議了、こういう予定になつてゐるわけでございまして、私もきょうは最後の質問でございますが、二、三お尋ねをさせてもらいたいと思っております。

来年から新しい五ヵ年計画がスタートするわけでございまして、どういうような考え方で今取り組んでおられるのか、そういうところからお尋ねをしたいと思つております。

正直に言いまして、このきょうまでの三日間の審議を通して、これは私だけかもしれないけれども、本当に日本の自動車事故というものは減少させることができるのがどううか、この狭い国土の中で七千五百万台以上の自動車が走り回つている、こういう中で、警察庁を中心として多くの省庁が熱心に取り組んでおられるわけでござりますけれども、本当にこれをどこまで減らすことができるのだろうか、警察庁はどういう目標、どういう決意で今取り組んでおられるのだろうか、そちら辺のところもお伺いしたいと思つております。

警察庁がことしの初めに西ドイツに調査団を派遣して、西ドイツのこの車の問題につきましていろいろと勉強されてきた、こういうことも新聞報道で読ませていただいておりますが、西ドイツにおいては、一九七〇年二万人くらいの事故があつた、これが最近ではその四割まで減らすことができただ、こういうようなことも説ませていただきました。これは大変すばらしい成果だと私は思いました。西ドイツは西ドイツなりにかなりの思い切つたいろいろな対策に取り組んでこられたので、状況でございます。こういう中で、警察庁がこの交通事故という問題に対してもう一つ目標と決意を持っておられるか、まず初めにお伺いをさせていただきたいと思います。

○金澤政府委員 交通事故の防止につきましては、これは一口に言いますと、行政機関それから民間各関係団体、それに国民のすべてがこの交通事故の防止ということに向けて意見が一致し、行動が一致するということが大切だらうと思います。そういう意味で、私の方で担当しておりますのは、その総合的な交通事故防止対策の中の一環というふうに認識しております。

特に最近感じますのは、特に安全教育という面につきましては、これは生涯教育ということで、まさに幼稚からお年寄りに至るまでの安全意識といふことも、これも大切な問題といふように今感じておりますし、また、今お話をありました、現に事故が発生した場合の対応ということで、今お話をありました西ドイツの問題、これも私どもの方の課長が先般現地に参つていろいろと調査をしてまいりましたが、ここでは、事故が発生いたしますと、いろいろな角度から各方面の専門家が一緒になつて事故の分析を徹底的に行つて、自後の防止対策に役立てるということがござります。こういう問題も、これは我が国でも当面早急に実現していきたいというふうに考えております。車の問題、ドライバーの問題、道路の状況の問題、現在でもそれぞれの立場でいろいろと分析が行われ、データが保管されておりますけれども、それができるだけ早く一体的に分析、検討して事故の防止に役立てる、こういう仕組みを、これは私どもの方も積極的につくつてしまいたいというふうに考えております。

それと、いろいろ申し上げますけれども、取締まりの面につきましても、これは私どもの方の専門的な分野でありますから、先ほど来申し上げておりますように、めり張りのきいた、特に悪質、危険性という観点から、少ない人員でありますけれども、それを効果的に活用してまいりたいというふうにも考へております。

それと、あと安全施設、ハードの面につきましては、今第四次五ヵ年計画の最終年度でありますが、来年から始まります第五次の五ヵ年計画につ

きましても、事故防止、安全という観点から新たな対策を盛り込んでいきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○草野委員 大臣にお尋ねしたいと思いますけれども、今長官の方からもお話をございましたように来年から新しい五ヵ年計画が始まるわけですが、まして、交通安全施設等整備事業五ヵ年計画、昭和四十六年以来四次にわたってこの計画で安全施設の整備をしてきたわけでございまして、この間約七兆円のお金が投入されているわけですね。しかし、本当にこれは残念なことですけれども、決定的な効果は上がっていない。昭和六十一年から本年度で終わる第四次計画、これにも相当な力を入れて取り組んでこられたことだと思いますけれども、その割に交通事故も減っておりませんし、逆に増加傾向、こんな現状になつております。

そういうことで、交通システム、都市計画など社会の構造というものが今問われているわけでござりますけれども、この第四次五ヵ年計画の効果また反省すべき点、こういうものと、それからもう一つは、来年から始まる第五次計画の策定に当たつてどういうような基本的な姿勢で取り組ま

れようとしているのか、この辺のところについて国家公安委員長にお尋ねをしたいと思います。

○奥田国務大臣 第四次の総括ということでおざいますけれども、具体的な整備状況の数字に関し

てはまだ長官からさせることにいたしまして、私はそれなりに成績があつたんだろう、またあつた

と思ひますけれども、現状は率直に申しまして満足すべきものじゃないといふことは、今日の事態、今日のこの法律提案のいわゆる原因、その点から考へると、先生から恐らく低い点数しか与えられないのではないかと思います。

しかし、五次の安全基本計画の作成に当たりましては、現状を踏まえて、こういった点の反省も踏まえて国の関係省庁一體的にやると同時に、地

方、そして先ほども御指摘ありましたけれども製造業者等々も含めて、官民一体の総力態勢の中で今度の五次の問題点を基本計画作成に当たつては

つくらなければいけないな、実効性のある形で真剣にやらなければならぬと思います。したがつて、単に交通事故の分析、先生がこの前も御指摘

なさいましたけれども、こういつた形の問題点か

ら、売る側、つくる側にとつてみれば安全とい

う面に、果たして人命尊重という面にどれだけの形

で、努力されておることは存じますけれども、

そういつた形も踏まえ、そしてまた道路の施設状況も含めて、この事故の分析を通じて少しでも安

全な車社会、その方向に向かつて五次の基本計画は作成されなければならぬと思っております。

○草野委員 最近十年間の交通事故の特徴、三つ

あるようございます。一つは若年ドライバーの

事故、高齢者の事故、それから夜間事故の増大、

こういうことが言われておるわけでござりますけ

れども、この現象について警察庁はどうの受

けとめていらっしゃいますか。

○関根政府委員 若年者の交通事故の増大及び人

口の高齢化に伴います高齢者の事故の問題、それ

から生活の夜型化に伴います夜間の交通事故の増

加の問題は非常に深刻な問題であると受けとめて

おります。あわせまして、近年は自動車乗車中の

事故の増大ということも一つの特徴であると考え

ております。これらは問題に総合的に対処でき

るよう、交通安全施設整備の面につきましても工

夫をしていく必要があると考えているところでござります。

また、自転車の問題にしましても、昭和三十五

年が二千八十四人、一番多かった。それが昭和五

十七年には八百九十八人、これも五七%減つてお

ります。その最大の理由は何だ。これは、自転車

が歩道を走つてもいい、こういう対策を決めたこ

とによつて自転車の事故がぐつと減つてきた。

また、二輪車につきましても、昭和三十九年、

三千七百六十二人の事故がありました。それが昭

和五十二年には千四百六十七人、六一%も減つて

おります。これは、教習所においてきちっとした

教習を行つてきた、そういう教育効果というものが

あらわれているのじゃないか、このように思う

わけでございます。

もちろん車の場合には、交通環境の整備によつ

て、昭和四十七年と昭和五十四年を比べると、か

なり、半分近くは減つているわけでございます。

いずれにいたしましても、適切な対策を講じれば

このよう交通安全事故が減つてくるという一つの例

として申し上げたわけでございます。

そういう中で、現在、夜間事故の増加といふこ

とが憂慮されておるということでございまして、

このように交通事故が減つてくるという一つの例

として申し上げたわけでございます。

その中で、夜間が二千人、昼間が五百二十二人、

こういうような状況で、夜間ににおける事故といふ

ものが極めて特筆されるような状態に今なつてお

るわけであります。警察庁として、また各省庁で、

夜間事故の問題については照明の問題だとかス

ピード取り締まりの強化、その他いろいろなこ

とを講じられていると思いますけれども、特に夜間

事故に対する対策として具体的には今どのよう

なことがあります。かつての例でございました。一番多い

ときは昭和四十五年、五千九百三十九人でござい

ました。一番少ないときは昭和五十九年、二千五

百七十六人、五七%も減つております。歩行者事

故が何でこんなに減つたんだろうか。いろんなこ

とがござりますけれども、最大の対策としては歩

車道を分離をした、これがやはり一番適切な実効

性の上がる対策でなかつたんじゃないかと思うの

です。

また、自転車の問題にしましても、昭和三十五

年が二千八十四人、一番多かった。それが昭和五

十七年には八百九十八人、これも五七%減つてお

ります。その最大の理由は何だ。これは、自転車

が歩道を走つてもいい、こういう対策を決めたこ

とによつて自転車の事故がぐつと減つてきた。

また、二輪車につきましても、昭和三十九年、

三千七百六十二人の事故がありました。それが昭

和五十二年には千四百六十七人、六一%も減つて

おります。これは、教習所においてきちっとした

教習を行つてきた、そういう教育効果というものが

あらわれているのじゃないか、このように思う

わけでございます。

もちろん車の場合には、交通環境の整備によつ

て、昭和四十七年と昭和五十四年を比べると、か

なり、半分近くは減つているわけでございます。

いずれにいたしましても、適切な対策を講じれば

このように交通事故が減つてくるという一つの例

として申し上げたわけでございます。

その中で、夜間が二千人、昼間が五百二十二人、

こういうような状況で、夜間ににおける事故といふ

ものが極めて特筆されるような状態に今なつてお

るわけであります。警察庁として、また各省庁で、

夜間事故の問題については照明の問題だとかス

ピード取り締まりの強化、その他いろいろなこ

とを講じられていると思いますけれども、特に夜間

事故に対する対策として具体的には今どのよう

なことがあります。かつての例でございました。一番多い

ときは昭和四十五年、五千九百三十九人でござい

ました。一番少ないときは昭和五十九年、二千五

百七十六人、五七%も減つております。歩行者事

故が何でこんなに減つたんだろうか。いろんなこ

とがござりますけれども、最大の対策としては歩

車道を分離をした、これがやはり一番適切な実効

性の上がる対策でなかつたんじゃないかと思うの

です。

また、自転車の問題にしましても、昭和三十五

年が二千八十四人、一番多かった。それが昭和五

十七年には八百九十八人、これも五七%減つてお

ります。その最大の理由は何だ。これは、自転車

が歩道を走つてもいい、こういう対策を決めたこ

とによつて自転車の事故がぐつと減つてきた。

また、二輪車につきましても、昭和三十九年、

三千七百六十二人の事故がありました。それが昭

和五十二年には千四百六十七人、六一%も減つて

おります。これは、教習所においてきちっとした

教習を行つてきた、そういう教育効果というものが

あらわれているのじゃないか、このように思う

わけでございます。

もちろん車の場合には、交通環境の整備によつ

て、昭和四十七年と昭和五十四年を比べると、か

なり、半分近くは減つているわけでございます。

いずれにいたしましても、適切な対策を講じれば

このように交通事故が減つてくるという一つの例

として申し上げたわけでございます。

その中で、夜間が二千人、昼間が五百二十二人、

こういうような状況で、夜間ににおける事故といふ

ものが極めて特筆されるような状態に今なつてお

るわけであります。警察庁として、また各省庁で、

夜間事故の問題については照明の問題だとかス

ピード取り締まりの強化、その他いろいろなこ

とを講じられていると思いますけれども、特に夜間

事故に対する対策として具体的には今どのよう

なことがあります。かつての例でございました。一番多い

ときは昭和四十五年、五千九百三十九人でござい

ました。一番少ないときは昭和五十九年、二千五

百七十六人、五七%も減つております。歩行者事

故が何でこんなに減つたんだろうか。いろんなこ

とがござりますけれども、最大の対策としては歩

車道を分離をした、これがやはり一番適切な実効

性の上がる対策でなかつたんじゃないかと思うの

です。

また、自転車の問題にしましても、昭和三十五

年が二千八十四人、一番多かった。それが昭和五

十七年には八百九十八人、これも五七%減つてお

ります。その最大の理由は何だ。これは、自転車

が歩道を走つてもいい、こういう対策を決めたこ

とによつて自転車の事故がぐつと減つてきた。

また、二輪車につきましても、昭和三十九年、

三千七百六十二人の事故がありました。それが昭

和五十二年には千四百六十七人、六一%も減つて

おります。これは、教習所においてきちっとした

教習を行つてきた、そういう教育効果というものが

あらわれているのじゃないか、このように思う

わけでございます。

もちろん車の場合には、交通環境の整備によつ

て、昭和四十七年と昭和五十四年を比べると、か

なり、半分近くは減つているわけでございます。

いずれにいたしましても、適切な対策を講じれば

このように交通事故が減つてくるという一つの例

として申し上げたわけでございます。

その中で、夜間が二千人、昼間が五百二十二人、

こういうような状況で、夜間ににおける事故といふ

ものが極めて特筆されるような状態に今なつてお

るわけであります。警察庁として、また各省庁で、

夜間事故の問題については照明の問題だとかス

ピード取り締まりの強化、その他いろいろなこ

とを講じられていると思いますけれども、特に夜間

事故に対する対策として具体的には今どのよう

なことがあります。かつての例でございました。一番多い

ときは昭和四十五年、五千九百三十九人でござい

ました。一番少ないときは昭和五十九年、二千五

百七十六人、五七%も減つております。歩行者事

故が何でこんなに減つたんだろうか。いろんなこ

とがござりますけれども、最大の対策としては歩

車道を分離をした、これがやはり一番適切な実効

性の上がる対策でなかつたんじゃないかと思うの

です。

また、自転車の問題にしましても、昭和三十五

年が二千八十四人、一番多かった。それが昭和五

十七年には八百九十八人、これも五七%減つてお

ります。その最大の理由は何だ。これは、自転車

が歩道を走つてもいい、こういう対策を決めたこ

とによつて自転車の事故がぐつと減つてきた。

また、二輪車につきましても、昭和三十九年、

三千七百六十二人の事故がありました。それが昭

和五十二年には千四百六十七人、六一%も減つて

おります。これは、教習所においてきちっとした

教習を行つてきた、そういう教育効果というものが

あらわれているのじゃないか、このように思う

わけでございます。

もちろん車の場合には、交通環境の整備によつ

て、昭和四十七年と昭和五十四年を比べると、か

なり、半分近くは減つているわけでございます。

いずれにいたしましても、適切な対策を講じれば

このように交通事故が減つてくるという一つの例

として申し上げたわけでございます。

その中で、夜間が二千人、昼間が五百二十二人、

こういうような状況で、夜間ににおける事故といふ

ものが極めて特筆されるような状態に今なつてお

るわけであります。警察庁として、また各省庁で、

夜間事故の問題については照明の問題だとかス

ピード取り締まりの強化、その他いろいろなこ

とを講じられていると思いますけれども、特に夜間

事故に対する対策として具体的には今どのよう

なことがあります。かつての例でございました。一番多い

ときは昭和四十五年、五千九百三十九人でござい

ました。一番少ないときは昭和五十九年、二千五

百七十六人、五七%も減つております。歩行者事

故が何でこんなに減つたんだろうか。いろんなこ

とがござりますけれども、最大の対策としては歩

車道を分離をした、これがやはり一番適切な実効

性の上がる対策でなかつたんじゃないかと思うの

です。

また、自転車の問題にしましても、昭和三十五

年が二千八十四人、一番多かった。それが昭和五

十七年には八百九十八人、これも五七%減つてお

ります。その最大の理由は何だ。これは、自転車

が歩道を走つてもいい、こういう対策を決めたこ

とによつて自転車の事故がぐつと減つてきた。

また、二輪車につきましても、昭和三十九年、

体としては、今交通局長が申し上げましたようなハイテク利用の指導、警告、取り締まり、こういふことを多用しながら今後対応していかたいといふに考えております。

○草野委員 最近、学者の先生方からさまざまの提言が出されています。その中で第五次五カ年計画に対する提言もございますけれども、こういう中で非常に厳しい御意見もあるわけでございまして、第二次交通戦争と言わながら臨戦態勢はまことに不十分ではないか、具体的には事故分析体制を確立すべきである、こういうような指摘もござります。そしてさらにその中で、事故の徹底分析、これに基づく有効な対策の立案が必要である。いずれにしても、現状の事故分析対策の体制はまことに不十分である、こういうような指摘がされているわけです。

そういう中で、先ほども触れましたけれども、警察の調査團が西ドイツに参りましていろいろと研究もされてこられた。事故防止に当たつてどんな秘訣を学んできたのか、いろいろあらうと思ひますけれども、そういうこともお聞かせをいただきたいと思います。そして、事故分析体制ということで、これは西ドイツの場合ではDVRという組織が中心となりましていろいろ今行われているようでござりますけれども、我が国にとつても非常に参考になる面があるのではないか、このように思われるわけでございます。

そういうことで、提言にもありますように、事

故分析体制、これはやはり早急に確立する必要があるのではないか、このように思います。今、警察としてどんな体制を考えておられるのか、こちらのところをお聞かせいただきたいと思います。

○奥田国務大臣 先日からの先生の御提言で私も

ごとにさまざまな専門家を動員して調査分析を行つてあるという点であろうかと存じます。私どもそれに倣いたいということで、いろいろ各関係省庁にお詫びをしているところでございます。平成三年度からの私どもの予算要求の過程におきましても、交通事故分析統合データベースの整備等のことを含めまして、現在検討を進めているところでございます。

○草野委員 来年度の予算要求ということを今考

えながら検討を進めていたところを今お話をございました。

これは大臣に伺いたいと思うのですけれども、

交通事故の分析、非常にこれは大事なことであ

る。西ドイツの場合、ああいつた非常に大きな効

果を上げている。そのうちの一つに西ドイツのD

V Rという組織、制度、こういうことが挙げられ

ているわけでございまして、警察署としても非常

に今前向きに取り組もうとしている姿勢がうかが

われました。ぜひともこれは来年度の実現に向

かって御努力をいただきたい。大臣からも御答弁

をいただきたいと思います。

○奥田国務大臣 先日からの先生の御提言で私も

勉強させていただきましたけれども、この事故分

析、これがとても大事なことだなということを勉

強させていただきました。そして、やはり事故多

発地点なんか、一体それがどういう形であるかと

いう平素のモニタリングも物すごく大事な問題だ

など思つておりますし、総合的な見地からぜひひそ

ういた研究というか、そういう形の予算措置

も含めての問題提起をして御提言の趣旨に沿った

と思つております。

○草野委員 自動車メーカーと交通安全対策、こ

うことで、先ほど長官から御答弁を申し上げたとおりでございます。

西ドイツから学ぶべき点、多々ございますが、

事故の調査分析の体制のあり方でございまして、

道路の構造の面でございますとか、車の構造の面でございますとか、救急医療体制の問題でございますとか、極めて幅広く総合的に、個々のケース

ごとにさまざまの専門家を動員して調査分析を

行つてあるという点であろうかと存じます。私どもそれに倣いたいということで、いろいろ各関

係省庁にお詫びをしているところでございます。

ましても、交通事故分析統合データベースの整備

等のことを含めまして、現在検討を進めていると

ころでございます。

○草野委員 来年度の予算要求ということを今考

えながら検討を進めていたところを今お話をございました。

これは大臣に伺いたいと思うのですけれども、

交通事故の分析、非常にこれは大事なことであ

る。西ドイツの場合、ああいつた非常に大きな効

果を上げている。そのうちの一つに西ドイツのD

V Rという組織、制度、こういうことが挙げられ

ているわけでございまして、警察署としても非常

に今前向きに取り組もうとしている姿勢がうかが

われました。ぜひともこれは来年度の実現に向

かって御努力をいただきたい。大臣からも御答弁

をいただきたいと思います。

○奥田国務大臣 ちょっとその前に、分析セン

ターの件でございますけれども、運輸省も建設省

も協力してこれをぜひやろうという方向でもう大

きな話題もござりますから、先ほ

ど言つた新しい予算措置も含めての問題点でござ

いますけれども、もうちょっと、一步具体化の方

向でもう詰めておるということでございますの

で、御報告申し上げます。

○草野委員 ゼひそういう方向で積極的に取り組みをいただきたいと思います。あの提言の中に

もございますように、警察、建設、運輸だけでな

くて、工学、医学、心理学等の交通安全に関する

各分野の専門家が集まって、こういうような意味

のことを書いてありますね。ぜひともそういう幅

広い体制でひとつ取り組んでいただきたい、この

ように思います。

それから今の、メーカーと交通安全の問題です

けれども、これはよくニュースで見かけるわけで

ございますが、故障のときに、事故のときによく

燃える車と燃えない車、これがどうもあるよう

んですね。一つは、事故を起こして火災を起こす

割合というのは事故の中でのくらいの割合があ

るのでしょうか、また、どういう車が燃えやすい

車なのか、できたらその名前をひとつ公表しても

いいたいと思うのです。

○草野委員 お願いいたします。

それから、よく故障を起こす車、こういうもの

のランキングみたいなものも、非常に問題かもし

れませんけれども、できればぜひとも公表してい

ただけたらと思います。今、車両の構造問題がよ

く言われております。特に警察の立場から見て日

本の車、どういう点が一番強化すべき箇所である

か、ここら辺のところももしわかつていればお答

えをいただきたいと思います。よく故障を起す

車のランキングの公表と車の強化すべき箇所、こ

の二点お願いいたします。

○奥田国務大臣 ちょうどその前に、分析セン

ターの件でございますけれども、これは警察庁の立場でひとつ

お答えいただけたらと思います。

そこで、一つは車の構造の問題になつてくると

思いますけれども、これは警察庁の立場でひとつ

お答えいただけたらと思います。

○草野委員 ちょっとその前に、分析セン

ターの件でございますけれども、運輸省も建設省

も協力してこれをぜひやろうという方向でもう大

きな話題もござりますから、先ほ

ど言つた新しい予算措置も含めての問題点でござ

いますけれども、もうちょっと、一步具体化の方

向でもう詰めておるということでございますの

で、御報告申し上げます。

○草野委員 ゼひそういう方向で積極的に取り組みをいただきたいと思います。あの提言の中に

もございますように、警察、建設、運輸だけでな

くて、工学、医学、心理学等の交通安全に関する

各分野の専門家が集まって、こういうような意味

のことを書いてありますね。ぜひともそういう幅

広い体制でひとつ取り組んでいただきたい、この

ように思います。

それから今の、メーカーと交通安全の問題です

けれども、これはよくニュースで見かけるわけで

ございますが、故障のときに、事故のときによく

燃える車と燃えない車、これがどうもあるよう

んですね。一つは、事故を起こして火災を起こす

割合というのは事故の中でのくらいの割合があ

るのでしょうか、また、どういう車が燃えやすい

車なのか、できたらその名前をひとつ公表しても

いいたいと思うのです。

○草野委員 まことに申しわけございません

が、今手元にその数字を持ち合わせておりません

ので、また改めて調査いたしまして御回答申し上

げたいと存じます。

○草野委員 お願いいたします。

それから、よく故障を起こす車、こういうもの

のランキングみたいなものも、非常に問題かもし

れませんけれども、できればぜひとも公表してい

ただけたらと思います。

○草野委員 まことに申しわけございません

が、今手元にその数字を持ち合わせておりません

ので、また改めて調査いたしまして御回答申し上

げたいと存じます。

○草野委員 お願いいたします。

それから、よく故障を起こす車、こういうもの

のランキングみたいなものも、非常に問題かもし

れませんけれども、できればぜひとも公表してい

ただけたらと思います。

○草野委員 まことに申しわけございません

が、今手元にその数字を持ち合わせておりません

ので、また改めて調査いたしまして御回答申し上

げたいと存じます。

そこで、私たちも現在考えておりますのは、対象

といたまして、各種交通関係団体の交通安全指

導者でございますとか、市町村、学校職員等青少

年に対する交通安全教育を行う指導者であります

とか、トラック、バス、タクシー等の企業の運転

者、運転指導者、それから指定自動車教習所の技能指導員、検定員といったような方々と並べまして、交通安全教育の必要性の高い青少年の運転者の期間でございますが、これは一日コースから二、三週間コースに至るまで、いろいろのメニューを工夫してまいりたいと考えておるところでございます。

がひどくなつてゐるといふことが判明いたしました。極めて深刻なことと存じます。

それから、これを原因といたします死亡事故件数の方でございますが、昨年中は、直接違法駐車両が原因となつて発生しました事故死者数三百六十七人、それから駐車両を避けようとして反対車線に出る等をして間接的に死亡事故の対象となつた方が百二十六人で、合わせまして四百九十六人の方が違法駐車を招いていることは否

ります。これもまた極めて深刻な事態であると受けとめております。

○神田委員 駐車場の整備促進についてであります。都市中心部、商店街、大規模団地などでの駐車場の不足が違法駐車を招いていることは否定できないというふうに考えております。このよくな中で、神奈川県横須賀市では、新規マンション建設においては駐車場を戸数分確保することを指導すると伝えられております。駐車場を置くことを厳しく指導するだけでなく、建築基準法の緩和や金融、税制面などで助成もあわせて講ずる必要があると思うのですが、いかがでござりますか。

○安達説明員 お答えいたします。

自動車駐車場の整備に当たりましては、従来から公共と民間の役割のもとに進めておりまして、これまで整備されている時間貸し駐車場にあります。全体の約八割が民間によるものでございます。しかしながら、近年都市部の地価高騰等によりまして民間による駐車場整備の進展に陰りが見られるために、公共による整備の重要性も高まっております。

したがいまして、先生御指摘のように、今後は広く市民に利用される公共駐車場に関しましては駐車場整備に関する官民の連携を強化し、有料道路整備資金やNTT資金を活用した無利子貸付制度等の充実を図り、積極的に駐車場整備を推進してまいりたいと考えております。また、現在再開発事業等におきまして補助制度がござりますけれども、この制度の充実に努めてまいりたいといふ

ふうに考えております。

さらに、先般六月十一日付で標準駐車場条例を新たに通達したところでございますけれども、この的確な、適切な運用を図つてまいりたいというふうに考えております。さらに、税制等についても積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○神田委員 公共駐車施設の整備に関連しまして、現在の都心部での駐車場の不足を補うための方策を一つ提案したいので、これを検討してもらいたいと思うのですが、それは、霞が関地区などの公共施設に付設されている駐車場の積極的な開放ということを実現してみてはどうかということを

でございます。聞くところでは、ならしてみるとこの辺の駐車場は余裕があるというふうに聞いております。適切な負担のあり方も含め、関係省庁、機関と連携の上、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思うのです。霞が関地区の公共施設に付設されている駐車場は余裕があるといふふうに聞いておりますが、いかがでありますか。

○安達説明員 地方都市等における開港等これを実際に休日あるいは祝日ににおける開放等これを実際に行つてあるような事例が見られております。そういうふうに受けとめさせていただきたいと思います。

○関根政府委員 ただいま建設省からお答えいたしましたが、私どもも大変貴重な御意見であると受けとめさせていただきたいと思います。

○神田委員 ただいま建設省からお答えいたしましたが、私どもも大変貴重な御意見であると受けとめさせていただきたいと思います。

○奥田国務大臣 先生の御指摘どおりで、もう取り締まりだけで解決できる問題ではない。もちろん各省府協力して一体的に、もっと大きく官民一体態勢でこの問題の解決に当たなければいかぬ

だときないと存じます。

そこで、聞くところでは、鎌倉においては警察局も工夫をされ、この点の解消に努力をされてゐるようあります。そこで、この方式、すなわち交差点やカーブという危険な場所などでの取り締まりにおいてチーン違法標章を使い逃げ得を許さず、人員面でのカバーを図ることができると

いうふうに言われております。レッカーモーティ

ー負担も少なくて済む、こういうことで、取り締まりにも、いわゆる車庫法の改正とあわせて、モーティの向上という問題も含めまして緩急をつけら

ふうに思つておるのですが、いかがでありますか。

○金澤政府委員 駐車違反の取り締まりにつきましては、めり張りをつけて取り締まりをやつていきたいと思つてます。特に今お話をありました交差点周辺というところは一番問題のところでござりますので、そういうところを重点的にレッカーモーティを活用して積極的に取り締まりをやつていきたいと

思います。

○神田委員 最後に、大臣にちょっとお尋ねしたいのですが、保管場所法改正後の対応についてでございます。

今回の法改正で規制強化を厳しくすればすべて解消するというものではないというふうに思つております。この交通問題の解決には政府全体として取り組んでいくことが非常に重要でございまます。今回の改正に当たつては、関係省庁との連携、協力内容、また日常の連携についてはどのようなものでございますが、どのようなものとなつてゐるのか、どのようなものとなつてゐるのか。また、ユーザーのモーティの向上も重要なことを考えておるのか、どのようの

い駐車秩序、車社会の秩序、そういう形の形成のためにも貢献してくれるだろうと思っております。いずれにしても、交通安全対策は総合的に総務省が所管することになつておりますけれども、取り締まり側の警察はもとよりでございますが、今も積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○権藤委員長 起立總員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○権藤委員長 次に、自動車の保管場所の確保等に関する法律案について採決いたしました。

○権藤委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○権藤委員長 起立總員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○権藤委員長 次に、自動車の保管場所の確保等に関する法律案について採決いたしました。

○権藤委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○権藤委員長 起立總員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○権藤委員長 ただいま議決いたしました両案に対し、自由民主党・日本社会党・護憲共同・公明党・国民会議及び民政党を代表して片岡武司君外三名より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。

岡武司君。

○片岡委員 ただいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案及び自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社の四党を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

道路交通法の一部を改正する法律案及び

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、道路交通における危険の防止及び円滑化の重要性にかんがみ、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一 第五次交通安全基本計画の作成に当たっては、国、地方公共団体及び自動車製造業者等を含む官民一体となつたすべての関係者の積極的参加、交通事故の総合的分析体制の充実等、交通情勢の変化に対応した実効性のあるものにすること。

二 駐車対策の立ち遅れた現状を踏まえ、都市計画や商店街活性化等の総合的観点から、早急に駐車場に対する施策の充実を図ること。

特に、駐車場条例の制定促進、附置義務の拡大、大規模住宅団地・住宅地域における立地規制の緩和、荷捌き施設の増設並びに公共施設の地下空間等の積極的活用、駐車場建設に係る助成の抜本的拡充並びに税制面における優遇措置等によって、駐車場(出発地)の保管場所を含む)整備を強力に推進すること。

三 都市の交通悪化の現状を改善するために、公共交通の拡充に努めること。また、都市機能の分散について積極的対応を進めるとともに、大都市・中核都市における交通量の適正化に努めるこ

と。

四 駐車取締りに当たっては、駐車禁止規制の見直しを行うとともに、メリハリのある重点的取締りを行い、不公平感の生じないよう配意すること。また、駐車場案内・誘導システムの拡大充実等に努め、駐車違反の予防対策を強化すること。

五 地域交通安全活動推進委員制度の運用に当たっては、推進委員の職務が適正に行われるよう十分に指導すること。

六 保管場所に係る届出の受理及び車庫証明書、保管場所標章等の交付は自動車保有者の負担軽減を図り、迅速かつ簡略化に努めること。

七 自動車の登録時に際し、関係業界において法の周知を徹底し、不正行為が行われないよう強力に指導すること。

右決議する。

本附帯決議案の趣旨につきましては、法律案審査の過程におきまして種々論議され、委員各位には十分御承知드립니다ので、その詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○権藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。本動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○権藤委員長 起立総員。よつて、両案に対し附

帯決議を付することに決しました。

この際、政府から発言を認められます

で、これを許します。奥田国家公安委員会委員長。

○奥田国務大臣 二法案につきまして大変熱心な御討議をいただき、厚く御礼を申し上げます。

政府といたしましては、審議経過における御意

見並びにただいまの附帯決議の御趣旨を十分尊重いたしまして、駐車対策等の推進に万全の措置を講じてまいります。

今後とも御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願ひ

いいいたします。ありがとうございました。

○権藤委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○権藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○権藤委員長 次回は、公報をもつてお知らせする」ととし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五分散会

平成二年六月二十七日印刷

平成二年六月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局